

那須塩原市農業委員会

第 8 回総会議事録

令和 3 年 2 月 2 5 日(木)

那須塩原市役所

いきいきふれあいセンター視聴覚室

1. 開催日時：令和3年2月25日(木) 午後1時30分～ 午後2時58分

2. 場 所：那須塩原市役所 いきいきふれあいセンター視聴覚室

3. 出席委員：20名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹	〃	20	竹村 文祥

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：12番 藤田一郎委員、13番 高瀬和夫委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 7) 議案第7号 非農地証明願いについて
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画の事前協議に対する意見について
- 10) 議案第10号 令和3年度農用地利用の最適化推進に関する意見書（案）について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主任	田端 政則
局長補佐兼農政係長	村松 隆		
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第8回総会を開会いたします。 今回の欠席委員はございません。 在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号12番 藤田一郎委員と、議席番号13番 高瀬和夫委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。 ここで議長を、加藤拓央会長職務代理者と交代します。
議長（職代）	引き続き総会を進めます。
君島良一委員	番号1番及び2番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 願い出内容は議案書記載のとおりです。 競売地は、那須地区消防組合西那須野消防署塩原分署より西へ約50メートルに位置しています。 現地調査は、2月17日、午前9時10分頃に行いました。 競売地は都市計画法上の商業地域であるため、立地基準上問題ありません。 競売への参加目的は社宅です。 事業計画は、申請地に農地法の許可を得ることなく建てられた建物をそのまま社宅として利用する内容です。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はな いと判断しました。 地元調査員としては、証明相当として報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。 対象地は番号1番と同じ場所です。 競売となった農地の入札に参加するために、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 願い出内容は議案書記載のとおりです。 競売地は、那須地区消防組合西那須野消防署塩原分署より西へ約50メートルに位置しています。

議長（職代）

現地調査は、2月17日、午前9時頃に行いました。
競売地は、都市計画法上の商業地域であるため、立地基準上問題ありません。
競売への参加目的は、寄宿舎です。
事業計画は、申請地に農地法の許可を得ることなく建てられた建物をそのまま寄宿舎として利用する内容です。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。
現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。
地元調査員としては、証明相当として報告を終わります。
尚、この建物につきましては、許可を得ることなく建てられた建物という報告をしておりますが、実際にはもう20年以上の前に建てられた建物でございますので、手続き的には5条でやるか非農地でやるかということで、いろいろ出てくると思いますが、アパートのような建物が建っているものです。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

ここで議長を、君島良一会長と交代します。

議長

引き続き総会を進めます。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、田淵 徹委員の報告を求めます。

田淵 徹委員

議案第2号、番号1番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、2月16日、午前10時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北西へ約1.8キロメートルに位置しています。

今回の申請につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの政令で定める相当の事由の施行令第2条第1項イにありますとおり、「その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業が、その法人主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究または農事指導のために行われると認められること」である場合には、不許可の例外に該当します。

借手人は、農業を営む法人ではありませんが、申請地を新規就農者のための研修事業の研修地

	をして利用し、研修生が実際に産直等へ出荷するなどのマーケティング研修を行う予定とのことです。 法人の定款や事業等から、申請地における耕作の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない農事指導のために行われると認められます。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項の2、4、5号を除く各号に該当しないことも確認いたしました。 番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
大田原重夫委員	番号2番について、大田原重夫委員の報告を求めます。 議案第2号、番号2番について報告します。 農地を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、2月14日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約1.5キロメートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、水稻約10ヘクタールを作付する稲作農家であります。 申請地の耕作予定は、水稻を作付予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
石崎 清委員	譲渡人と譲受人の関係は親族関係なのですか？
大田原重夫委員	譲渡人と譲受人の関係は、姉から弟への譲り渡しで、実家の長男が経営を安定するために譲り受けて経営を継続するということでございます。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
室井孝美委員	番号3番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第2号、番号3番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、2月20日、午前9時30分頃、申請地で代理人から行いました。

議長	申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北東へ３００メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、農地は３４３アールを所有しており、水稻３００アール、野菜５０アールで、トラクター１台、田植え機１台、コンバイン１台を所有しています。 申請地の耕作予定は、ネギなど野菜を作付したいとのことです。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
藤田一郎委員	番号４番について、藤田一郎委員の報告を求めます。 議案第２号、番号４番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、２月１７日、午前１０時頃、申請地、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、東北自動車道黒磯パーキングエリアより東へ３００メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、約９０アールの水稻の他、トウモロコシ、さつまいもを中心にその他の野菜を栽培して産直へ出荷しています。 農機具はトラクター、田植え機、管理機等を保有しています。 申請地の耕作予定は、さつまいもの作付けを予定しています。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号４番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
渡辺秀一委員	番号５番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。 議案第２号、番号５番について報告します。 農地の売買及び贈与をする申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、２月１４日、午前１０時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、板室本村自治公民館より南へ２００メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、トラクター１台を所有し野菜、じゃがいも等を作付しています。

議長	申請地の耕作予定は、野菜、じゃがいも等を作付予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号5番にの申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
	報告が終わりました。 番号5番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
竹村文祥委員	番号6番について、竹村文祥委員の報告を求めます。 議案第2号、番号6番について報告します。
	農地を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、2月13日、午後3時45分頃、申請地で申請人から行いました。 申請人との関係は親子です。
	申請地は、那須塩原市一区公民館より東へ約600メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、新規就農者でアスパラガスを40～60坪、ハウス31棟で行っております。トラクター2台リース、シャトルスプレーカ1台、堆肥散布マニア1台、軽トラ等を所有しています。作業者は2人で、臨時雇用労働者は6人雇っています。
	申請地の耕作予定は、引き続きアスパラガスを栽培予定です。 調査の結果、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号6番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。
	番号7番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第2号、番号7番について報告します。
金田廣衛委員	農地に賃借権を設定する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、2月22日、午前8時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ2キロメートルに位置しています。
	借手人の経営状況は、稲作と野菜で1、477アールを作付し、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台を所有しており、労働力としては、本人も含め3人となっています。

	申請地の耕作予定は、水稻を作付予定です。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号7番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
	ここで議長を、加藤拓央会長職務代理者と交代します。
議長（職代）	引き続き総会を進めます。
	番号8番及び9番について、君島良一委員の報告を求めます。
君島良一委員	議案第2号、番号8番について報告します。
	農地を売買する申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、2月17日、午前10時30分頃、申請地で代理人から行いました。
	申請地は、那須塩原市塩原支所より南西へ約2.2キロメートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、雨よけほうれん草を約406アール作付していきまして、トラクター3台、播種機2台、乗用消毒機2台、トラック4台を所有しています
	申請地の耕作予定は、当該地は従前から借地としてほうれん草を作付しており、今後も引き続きほうれん草を作付予定です。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
	議案第2号、番号9番について報告します。
	農地を売買する申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、2月17日、午前10時40分頃、申請地で代理人から行いました。
	申請地は、那須塩原市塩原支所より南西へ約2.2キロメートルに位置しており、別段の面積10アールの設定区域内の農地となります。
	譲受人の経営状況は、自家消費野菜を作付し、トラクター1台、管理機1台、軽トラ1台等を所有しています。
	申請地の耕作予定は、白菜、大根、ねぎ等を今後栽培する予定です。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号9番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長（職代）	報告が終わりました。
	まず、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

	《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号８番については許可することに決しました。 次に、番号９番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号９番については許可することに決しました。 ここで議長を、君島良一会長と交代します。
議長	引き続き総会を進めます。
江連節男委員	番号１０番について、江連節男委員の報告を求めます。 議案第２号、番号１０番について報告します。 農地に賃借権を設定する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、２月１７日、午後１時３０分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、道の駅湯の香塩原より南へ約０．３キロメートルに位置しています。 借手人の経営状況は、新規就農をして３年目となり、現在母と共に実家の農地３６アールで、なす、白菜等を中心に野菜を栽培しています。トラクター他防除機等を所有しています。 申請地の耕作予定は、申請地は条件の良い畑地なので、今後なす、唐辛子等を中心に野菜を栽培する予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号１０番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１０番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１０番については許可することに決しました。
事務局	番号１１番の調査報告の前に、借手人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。 それでは議案書６ページをご覧ください。 初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。 借手人は昭和６１年１０月に設立された特例有限会社でございます。 定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。 次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。 当該法人は、直近の売上高のすべてが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件

	を満たしております。
	続いて社員、構成員要件の欄でございます。
	定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので議決権要件を満たしております。
	最後に業務執行役員要件の欄でございます。
	役員の過半が年間１５０日以上 of 農業の常時従事者であり、１人以上が直接農作業に従事しておりますので、役員要件も満たされております。
	以上のことから番号１１番の借手人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたので報告いたします。
議長	事務局の確認報告が終わりました。
	番号１１番について、江連節男委員の報告を求めます。
江連節男委員	議案第２号、番号１１番について報告します。
	農地に使用貸借による権利を設定する申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、２月１５日、午前１１時頃、申請地、申請人宅で申請人から行いました。
	申請地は、那須塩原市立関谷小学校より東へ約１．２キロメートルに位置しています。
	借手人の経営状況は、昭和６１年に法人設立し、現在妻、父と酪農を経営しており、大型の酪農関連機械を所有し、牛乳の生産販売を行っています。
	申請地の耕作予定は、今回法人として農地を使用貸借によって取得し、良質な飼料を生産し牛乳の生産販売を行い、経営の安定を図るものです。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号１１番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号１１番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号１１番については許可することに決しました。
	次に、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号１番について、木下久雄委員の報告を求めます。
	松本誠治委員については、関係者ということで、退室いたします。
	《松本誠治委員退室》
木下久雄委員	議案第３号、番号１番について報告します。
	農地改良を行うための一時転用申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、二つ室自治公民館より北西へ約８００メートルに位置しています。
	地元調査は、２月１８日、午前１０時３０分頃に行いました。
	申請地の立地状況は、申請地は、農振農用地となります。

	農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。 申請に至った経緯は、現在の農地が、周囲の道路より１メートル前後低くなっており、また区画面積が小さいため、大型農機での耕作が厳しいため公共工事による残土を盛土し作付けしやすい農地への改良工事となります。 事業計画は、現在隣接道路より１メートル前後低い農地を、道路より３０センチメートル低いところまで盛土する計画になります。 表土を３０センチメートルほど剥いた後、公共工事の発残土を搬入し、最後に剥いた表土を埋め戻す内容となっています。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
松本忠太委員	番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 一時転用で盛土をするということで、公共工事の残土を入れるということですが、それはどのような残土なのか、わかる範囲でお聞きしたいのですが。
木下久雄委員	残土につきましては、公共工事ということで、緑地区で下水道工事を行っているのですが、その田と道路の余っている土を、同じ業者なのでそちらに持っていくということになります。 現場で確認いたしました、下水道、マンホールを５メートルくらい掘っていました。その残土ということになります。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 《松本誠治委員入室》 松本誠治委員にご報告いたします。 議案第３号、番号１番につきましては、許可になりましたのでお知らせいたします。 次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号１番について、藤田一郎委員の報告を求めます。
藤田一郎委員	議案第４号、番号１番について報告します。 申請人は、令和２年８月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業計画により仮設駐車場及び資材置場として一時転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立高林中学校より南東へ約９００メートルに位置しています。 現地調査は、２月１７日、午前９時ごろに申請人から申請地にて行いました。 変更の理由は、当初計画人は、申請地を仮設駐車場として一時転用する計画でしたが、申請地の一部を資材置場としても利用するため今回の申請に至りました。 調査の結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 番号１番の申請は、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議長	す。 報告が終わりました。
槌江栄作委員	番号 1 番について、質疑、ご意見はございますが。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 1 番については変更することに決しました。 番号 2 番について、槌江栄作委員の報告を求めます。
議長	議案第 4 号、番号 2 番について報告します。 申請人は、昭和 49 年 9 月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用をするための事業計画変更申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、北赤田公民館より東へ約 1 キロメートルに位置しています。 地元調査は、2 月 19 日、午前 9 時頃に代理人から行いました。 変更の理由は、申請人は住宅及び車庫兼倉庫を建築する計画でしたが、申請人の経営するスーパーの経営状況が延び悩み、事業の遂行ができずにいたところ、承継人よりドッグランとして利用したいとの申し出があったため、本申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員としましては、変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号 2 番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、槌江栄作委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 2 番については変更することに決しました。 番号 3 番について、島田晴子委員の報告を求めます。
島田晴子委員	議案第 4 号、番号 3 番について報告します。 申請人は、平成 17 年 5 月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用をするための事業計画変更申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、道の駅那須野が原博物館より北へ約 800 メートルに位置しています。 地元調査は、2 月 17 日、午前 11 時頃に行いました。 変更の理由は、申請人は一般住宅を建築する計画でしたが、生活状況が変化し、資金面でも事業の遂行が不可能となっていたところ、承継人より資材置場として利用したいと申し出があったため本申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員としましては、変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号 3 番について、質疑、ご意見はございますか。

	《特に意見なし》 無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については変更することに決しました。 次に、議案第５条「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで議長を、加藤拓央会長職務代理者と交代します。
議長（職代）	引き続き総会を進めます。
君島良一委員	番号１番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第５号、番号１番について報告します。 売買により、従業員寮を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市塩原支所より南東へ約０．６キロメートルに位置しています。 地元調査は、２月１７日、午前９時３０分頃に申請人から行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の商業地域であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、本地域内の塩の湯という地域において、現在ホテルを建築しており、その開業を予定しています。そのために当該ホテルの従業員寮として４０室規模の宿舍を建築するための申請です。 事業計画は、申請地に従業員寮１棟を建築し、８台分の駐車場を整備する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長（職代）	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 ここで議長を、君島良一会長と交代します。
議長	引き続き総会を進めます。
加藤拓央委員	番号２番について、加藤拓央委員の報告を求めます。 議案第５号、番号２番について報告します。 売買により、一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立大原間小学校より西へ約１００メートルに位置しています。 地元調査は、２月２０日、午前１０時頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第１種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

	申請に至った経緯は、現在賃貸住宅に住んでおりますが、持ち家を新築したく計画しました。 申請地は、区画整理地で近くに学校、スーパーもあり住環境は最適であるとのことで申請に至りました。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
木下久雄委員	番号３番について、木下久雄委員の報告を求めます。 議案第５号、番号３番について報告します。 賃借により、資材置場として一時転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、栃木県立那須特別支援学校より南へ約２００メートルに位置しています。 地元調査は、２月１８日、午前１０時頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。 農地転用は、原則不許可ですが農地が復元される一時転用は許可が可能となります。 申請に至った経緯は、公共下水道工事に伴う、重機、採石、残土等の置き場で、農地一時使用届書を出していましたが、工期が５月下旬頃に延長されることから、農地一時転用が必要となりました。 事業計画は、申請地を資材置場として一時転用する内容となっています。 上下水道の利用はなく、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
石崎 清委員	番号４番について、石崎 清委員の報告を求めます。 議案第５号、番号４番について報告します。 売買により、宅地を分譲するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、黒磯文化会館より北東へ４００メートルに位置しています。

	地元調査は、2月17日、午後1時頃に代理人から行いました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第1種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、平成22年1月に所有し、その後農地として利用しておらず、周りの状況からみて住宅地として販売するため、今回の申請に至りました。 事業計画は、申請地に2区画の宅地を造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
槌江栄作委員	番号5番について、槌江栄作委員の報告を求めます。 議案第5号、番号5番について報告します。 売買により、ドッグランを整備するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、北赤田公民館より東へ約1キロメートルに位置しています。 地元調査は、2月19日、午前9時10分頃に代理人から行いました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。 申請地以外の申請地周辺の土地では、その目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、現在の事業用地が、契約期限終了が近づいていること、動物愛護法改正により、地域環境の広さ等が求められることなども考慮し、移転を計画いたしました。首都圏からの顧客が多いため、高速道路のインター及び、那須塩原駅からのアクセスの良い申請地を選定したとのことです。 事業計画は、犬の運動場と4台分の駐車場を整備し、作業所と犬舎2棟を建築する内容となっています。 上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。 雨水は敷地内地下浸透処理とします。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号5番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。

番号６番及び７番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員

議案第５号、番号６番について報告します。

売買により、既存敷地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ２．５キロメートルに位置しています。

地元調査は、２月１７日、午前１０時２０分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。

本件は、既存の敷地面積の２分の１を超えない範囲での既存の工場敷地拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、駐車場用地を確保するための申請です。

事業計画は、申請地に工場敷地を拡張し、４０台分の従業員駐車場と４台分の大型駐車場を整備する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。

隣接地との間に小堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議案第５号、番号７番について報告します。

使用貸借により、仮設道路、資材置場及び現場事務所として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ８００メートルに位置しています。

地元調査は、２月１７日、午後２時３０分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は、原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、借人は現在、隣接地にて牛舎建築を行っておりますが、隣接農地を農地法の許可を得ず、申請地を利用していることが判明したため、始末書が添付されています。

事業計画は、申請地を仮設道路、資材置場及び現場事務所として一時転用する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号６番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。 次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
秋元 誠委員	番号8番について、秋元 誠委員の報告を求めます。 議案第5号、番号8番について報告します。 使用貸借により牛舎を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より東へ約400メートルに位置しています。 地元調査は、2月17日、午後1時30分頃に行いました。 申請地は転用に先立ち、農振法の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、申請人は現在、同居している娘夫婦と共に、乳牛21頭、繁殖牛7頭の畜産を営んでおります。繁殖牛舎の老朽化が激しく、また規模拡大のため県農業公社の補助事業に参加し、住宅及び既存堆肥施設に隣接する本申請地を公社に貸与し、繁殖牛舎を25頭規模の牛舎を新築するという計画になります。 事業計画は、申請地に牛舎1棟を建築する内容です。 上水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 糞尿は既存の堆肥舎にて処理します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号8番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。
田淵 徹委員	番号9番について、田淵 徹委員の報告を求めます。 議案第5号、番号9番について報告します 売買により、事務所兼住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市役所より南へ約1.2キロメートルに位置しています。 地元調査は、2月16日、午前9時頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。 既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題はありません。

	申請に至った経緯は、申請地の近くで建築業を営んでおりますが、実家が狭く、作業所並びに駐車場スペースが不足していますので、事務所兼住宅と駐車場を設けたいということです。 事業計画は、申請地に事務所兼住宅、さらに駐車スペースを設ける内容となっています。 上水道は、市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。 雨水は敷地内地下浸透処理とします。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号９番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号９番については許可することに決しました。
金田廣衛委員	番号１０番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第５号、番号１０番について報告します。 使用貸借により牛舎を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ１．８キロメートルに位置しています。 地元調査は、２月１７日、午前１０時４０分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は転用に先立ち、農振法上の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、借り人が後継者として規模拡大を図っており、現在の牛舎だけでは牛床が不足することから、新たに牛舎を建築するための申請です。 事業計画は、申請地に牛舎１棟を建築する内容です。 上水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 糞尿は既存の堆肥舎にて処理します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１０番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１０番については許可することに決しました。
加藤拓央委員	番号１１番について、加藤拓央委員の報告を求めます。 議案第５号、番号１１番について報告します。 売買により、一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原警察署より北西へ約２００メートルに位置しています。

	地元調査は、2月20日、午前9時30分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の準住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、申請人夫婦は、3人でアパート暮らしをしていますが、将来のことを考え自己住宅を建築する計画を立て、夫婦は共に別々の病院に勤務しており、申請地は二人の勤務先の中間にあたり、またスーパー、学校も近くにあり子育てにも適しており選定しました。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 コンクリート壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号11番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。
島田晴子委員	番号12番について、島田晴子委員の報告を求めます。 議案第5号、番号12番について報告します。 売買により、資材置場を整備するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、道の駅那須野が原博物館より北へ約800メートルに位置しています。 地元調査は、2月17日、午前11時頃に代理人から行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。申請地以外の申請地周辺の土地では目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、現在申請人は、申請地南側に住み建築業を営んでおります。これまで申請地と居住地との間にある親族所有の土地を資材置場として利用してきましたが、このほど娘婿が当該地を購入し住宅を新築することになり、資材置場がなくなってしまいました。そのため新たな資材置場が必要となり、位置、規模、形状と総合的に判断し、資材置場として最適である申請地を選定しました。 事業計画は、資材置場として利用する内容となっています。 給排水の計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 譲受人は過去に農地転用許可が出ていることを以て、資材置場として利用しても問題ないと誤認し、すでに資材置場として利用してしまっているため、始末書が添付されています。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号12番について、質疑、ご意見はございますか。

木下久雄委員

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１２番については許可することに決しました。

番号１３番について、木下久雄委員の報告を求めます。

議案第５号、番号１３番について報告します。

売買により、資材置場を整備するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より北西へ約３００メートルに位置しています。

地元調査は、２月１８日、午前１１時頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。

既存集落に接続した周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設であれば、不許可の例外に該当します。

本申請においては、譲受人の経營業務の管理責任者である前代表者が、資材の管理を行うとのことで、前代表者が周辺地域に居住しているため、立地基準上問題ないと判断しました。尚、申請地はすでに工事の残土等を置いてしまって、残土を置いてしまった譲渡人より始末書が添付されています。

申請に至った経緯は、申請人が建設、土木業の事業の拡大に伴い現在の資材置場では手狭なため、経營業務の管理責任者である、前代表者が近隣に居住しており、重機や資材置場の管理を行います。

事業計画は、申請地に資材置場を整備する内容となっています。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

譲受人の前身は、造園業で年間僅かな工事しか受注しておりませんでした。今回新たな代表者を迎え、社名を変更し、建築工事を行っていくとのことで、許可後間違いなく資材置場として利用されると判断しました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号１３番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１３番については許可することに決しました。

次に、議案第６号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号１番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員

議案第６号、番号１番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。

	申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市一区町公民館より東へ約５５０メートルに位置しています。 現地調査は、２月１４日、午前１１時頃に行いました。 変更の目的は非農地証明を前提とした農用地区域からの除外です。 除外を必要とする理由は、隣接地を農地バンクに登録する際、不備があり登録できなかったため、これらを是正したいと申請に至りました。申請地は盛土され、駐車場や資材置場として利用されているとのこと。今後このようなことがないようにする始末書が添付されています。 申出地は２０年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第７号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号１番及び２番について、菊地寿行委員の報告を求めます。
菊地寿行委員	議案第７号、番号１番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、杉渡土自治公民館より北西へ約５０メートルに位置しています。 現地調査は、２月１９日、午後２時３０分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員としては非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。 議案第７号、番号２番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立日新中学校より南西へ約７００メートルに位置しています。 現地調査は、２月１３日、午後４時頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部評価証明書が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長	以上のことから、地元調査員としては非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
	まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、菊地寿行委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号１番については証明することに決しました。
	次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、菊地寿行委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号２番については証明することに決しました。
菊地寿行委員	番号３番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第７号、番号３番について報告します。
	非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。
	願い出地は、那須塩原市立日新中学校より南東へ約１．１キロメートルに位置しています。
	現地調査は、２月１９日、午後４時頃に行いました。
	願い出地の現況は、山林及び宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。
	証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
議長	以上のことから、地元調査員としては非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
	番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、菊地寿行委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号３番については証明することに決しました。
	次に、議案第８条「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
	議案に入る前に、関連がありますので、木下久雄委員の退室を求めます。 《木下久雄委員退室》
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第８号についてご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、 農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書１８ページから２９ページが「利用権設定関係」の案件で６０件、

	合計面積は565,054.40平方メートルとなります。 この内、25ページからの28件、175,989平方メートルが中間管理事業の対象となります。 続いて30ページから32ページが「所有権移転関係」の案件で6件、面積は156,401平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。
秋元 誠委員	利用権設定のところなのですが、賃借が棒線のところはどういうところなのですか？
事務局	権利の種類が使用貸借ということで、お金が発生していないものとなります。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。 ここで、木下久雄委員の入室を求めます。 《木下久雄委員入室》 木下久雄委員にご報告いたします。ただ今の議案につきましては決定いたしましたのでお知らせいたします。 次に、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第9号についてご説明いたします。 議案書は33ページとなります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます、農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、対象の1件、846.0平方メートルにつきましては、同法第18条第5項に規定された要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として問題はないと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第9号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。 次に、議案第10号「令和3年度農地等利用の最適化推進に関する意見書（案）について」を議題といたします。

事務局	事務局の説明を求めます。
議長	＜説明＞ 説明が終わりました。 この内容につきましては、今事務局から説明がありましたように、ご決定いただければ3月11日に市長に提出したいと思いますのでよろしくお願いいたします。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第10号は事務局提案のとおり決定することに決しました。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重審議いただきありがとうございました。 これもちまして、那須塩原市農業委員会第8回総会を閉会いたします。